

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

1. 改正の趣旨

- 令和5年6月16日に閣議決定された規制改革実施計画において、職業紹介事業者に対して厚生労働省の「人材サービス総合サイト」上での情報提供を義務づけている事業所ごとの離職状況について、令和5年度中に離職者数の情報提供期間を現行の2年から5年へ延長することとされた。
- 上記規制改革実施計画では離職者数についてのみ言及されていたが、就職者数と併せて情報提供しなければ、事業所ごとの離職状況の把握は難しいことから、就職者数の公表期間についても、現行の2年から5年へ延長する必要がある。
- 上記を踏まえ、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「規則」という。）において、所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の概要

- 就職者数及び離職者数の情報提供期間の延長【規則第24条の8第3項及び第4項関係】
有料職業紹介事業者がインターネットを利用して提供しなければならない情報である就職者総数及び無期雇用就職者総数並びに無期雇用離職者総数等について、情報提供の期間を2年から5年に延長するもの。
- ※ 無料職業紹介事業者についても、上記に準じた措置を講ずる。【規則第25条第1項において読み替えて準用する規則第24条の8第3項及び第4項関係】

3. 根拠条項

職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の16第3項

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年10月23日（予定）
- 施行期日：公布の日